今が旬の情報提供を　～第1回～

公的保険アドバイザーからの情報特旬便！

（一社）公的保険アドバイザー協会　福島　紀夫
https://siaa.or.jp/

労災事故が起きた場合の事業者責任は

保険料にデメリット率
労働基準監督署が入ることも

公的保険は、労働保険と社会保険という、大きく分けて二つに分類されます。これまで、健康保険や年金関連の情報を多くお伝えしてまいりましたが、労働保険関連についてもこの紙面でお伝えしてまいります。

労災保険の事故はここ近年減少傾向にあり、安全衛生の意識が強くなってきていることが要因と思われます。また、建設現場などの工事関連においても、安全管理が徹底されていることも減少の要因といえるでしょう。

労災保険は、保険料が全額事業主負担となりますので、いずれの企業においてもさらに安全管理を行って、労災ゼロを目指したいものです。

では、仮に労災事故が起きた場合、事業主責任はどれくらい問われるのでしょうか。

労災事故が立て続けに起きると、安全管理がなされていないのではないかという観点から、労働基準監督署（以下「監督署」という）の調査が入ることがあります。

以前、建設工事の企業において、同じ方が労災事故を起こしたことがあり、監督署の調査が入ったケースがあります。監督署の調査は、安全衛生のみならず、就業規則や36協定など、法律で定められているものがきちんと整備されているか、定められていない場合は、いつまでに整備をして報告をしなさいというものです。労災事故関連だけでなく、企業における整備すべき事項などの確認もされるため、手間と時間が割かれることがあります。

また、事故が起きた場合、事業主に負担とならないように保険料率が定められていますが、万が一死亡事故が起きたケースを考えると、それに関する保険給付額が相当額かかるため、ある一定の基準を満たす企業においては、労災保険料率のメリット率、デメリット率が適用されることがあります。これは、過去3年間にかかった保険給付額に対して、その企業に一定の負担を求めるもの。保険給付が大きくなればなるほどデメリット率が適用され、最大で45％の割増率になります。言ってみれば、これが事業主に対する一つのペナルティのようなもので、負担が大きくなるものとなります。こうなる前に、リスク回避を行うなどの安全管理措置が必要となるということです。

これに関して、建設現場などの工事事業では、数次の請負で工事を行う場合があります。元請が親企業となり下請けの労災の面倒を見ることになりますが、ここで行われていけないのは「労災隠し」の事案。業務上のけがを、健康保険で処理することは原則禁じられていますが、前述のデメリット率の適用を避けようとして、労災隠しが起きるケースが多いようです。

「過労死ライン」を守る
長時間労働による事故を防ぐ

下請け企業もそういった事情に配慮をしてか、元請企業に対して労災の発生を報告せず、自社で処理をしてしまうことが見受けられます。これは、違法行為となりますので、元請企業の意識付けとともに、下請け企業もこれに協力する体制作りをしなければなりません。

また、労災事故を起こさないように予防することも大切です。教育訓練など、現場ごとにリスク回避する策を十分に検討しなければなりません。

どうしても夜間しか工事ができない場合は、十分なケアが必要です。人は本来、夜に眠る性質ですので、昼夜逆転で仕事を続けることは、体内のバランスも崩れてしまうので、一定期間はよしとしても、交替制で行うものとされています。

現在、国では勤務間インターバルの設定を検討しています。欧州の国々では、24時間のうち、勤務と勤務の間の時間を11時間設けています。裏返せば、勤務時間は最大でも13時間ということです。一般的に考えれば、13時間は働きすぎだとする意見と、これまでの慣習上、これが企業の発展してきた文化でもあるとする意見があります。しかし、昨年の電通事件のような悲劇を繰り返さないようにするためにも、義務付けが必要との検討に入っているようです。

長時間労働がもたらす結末は、脳血管障害、心疾患などの発症や、精神疾患などのメンタルヘルスを引き起こします。

ご承知のことかと思いますが、再度厚生労働省による「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について」確認しておきましょう。

発症前1～6か月間に、時間外労働が45時間以内であれば、業務と発症の関連性は薄い、発症前1～6か月間で45時間を超えるごとに、関連性が増す、さらに2～6か月前に80時間超え、また、発症前1か月に100時間を超えると、関連性が強いと厚生労働省は通達を出しています。

こういった、「過労死ライン」を守ることで労災事故や痛ましい事故が防げるはずです。それが事業主さんの責任と言えます。

建設の事業においては、国の労災保険で賄え切れない部分を、法定外労災という民間保険商品で補うことも多く採用されていますので、万全の体制を整えたいものです。

「保険業界向けセミナー好評開催中！」
東京3月15日（水）
大阪3月24日（金）